## 指定給水装置工事事業者指定(更新)申請書

日置市長	殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

電話番号

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の(指定・更新)を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(	業務を執行する社員、取	締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリ	ガナ	フリガナ	
氏	名	氏 名	
事業の範囲			
機械器具の名称、性能	を及び数 別表の	) とおり	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
	T
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	

給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

# 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、

水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの

いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 印

住 所

代表者氏名

日置市長 殿

# 給水装置工事主任技術者 選任·解任 届出書

日置市長	殿				
		令和	年	月	目
	届出者				印

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選 任 の届出をします。 解 任

給水区域で給水装置工事の		
事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する	     給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
給水装置工事主任技術者の氏名	MANAGE FERMINANT AND	2E //E3 /// P

# 機械器具調書

令和 年 月 日現在

行和   年   月   日頃   日頃   日頃   日頃   日頃   日頃   日頃	
	;

(注)種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

# 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称 郵便番号、住所 代表者氏名 電話番号

①提出先の水道事業者(水道事業者等の連携による広域開催も含む)が実施している指 定給水工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

受講年月日	(受講を	と証明する書類	(受詞	講証等)	の写し	を添ん	寸して	(ください。)	(公表:	可	不可	)
	年	月		日		•	未	受講				
(未受講の	分場合、	その理由)	*	非公司	表							

### ②指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間(修繕対応	時間もご記入くだ	さい。)	(公表:	可	不可	)
休業日 :	営業日 :	修繕対	芯時間:			
漏水等修繕対応の可否	(公表:	可不	可 )			
(該当部に○を付けてくださ	い。詳細な内容を	記入するこ	とも可能	です。)		
屋内給水装置の修繕	埋設部の修繕	•				
その他(				)		
対応工事種別(新設・改造	音等): 該当部に○	を付けてく	ださい。	(公表:	可	不可 )
配水管からの分岐~水道	ゴメーター (	新設	改造	)		
水道メーター ~宅内	]給水装置 (	新設	改造	)		
その他 (公表: 可	不可 )					
緊急連絡先を記入してくだ						

- ※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようにお願いします。

#### ③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に 掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の<u>給水装置工事の施工技術の向上の</u>ために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否(公	表には、ホームページ等への記載を含みまっ	す。)
可 不可		

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は公表の対象ではありません。

## ④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を 有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- □「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の丁事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

	<u> </u>	V 物口は	、	→ V '°
技能を有する	配水管への分水栓の取	資格等	Fを有しているか(○×を記入)	工事
者の氏名	付・せん孔、給水管の接合、		※保有している資格等	年度
(公表対象外)	いずれの経験も有してい		, ,,	
	るか(○×を記入)			
上記内容の公表の	可否(公表には、ホームページ等	等への掲載	えを含みます。)	
可 不可				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた<u>配管工</u> (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

# 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

① 提出先の水道事業者(水道事業者等の連携による広域開催も含む)が実施している指 定給水工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

		*****		_
受講年月日(受講を証明する書類	(受	講証等) の写しを	添付してください。) (公表:	可 不可)
令和 元 年 10	月	15 日	• 未受講	
(未受講の場合、その理由)	*	非公表		

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日 : <b>日曜日、正月3が日、祝日</b> 営業日 : <b>月~土</b> 修繕対応時間: <b>8時~17時</b>
17 時以降は要相談
漏水等修繕対応の可否 (公表 : 可) 不可 )
(該当部に○を付けてください。詳細な内容を記入することも可能です。)
(屋内給水装置の修繕) 埋設部の修繕
その他(
対応工事種別(新設・改造等): 該当部に○を付けてください。(公表: 可 不可 )
配水管からの分岐~水道メーター (新設) 改造 )
水道メーター ~宅内給水装置 (新設) 改造 )
その他 (公表: 可 不可)
緊急連絡先 OOO-OOO( <b>代表者携帯</b> )

- ※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようにお願いします。

#### ③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に 掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の<u>給水装置工事の施工技術の向上の</u>ために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日			
日置 太郎	給水工事振興財団 e—ラーニング	平成 29 年 7 月 20 日			
日置 次郎	自社内研修 〇〇に関する業務研修	平成 29 年 7 月 23 日			
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への記載を含みます。)					
可不可					

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は公表の対象ではありません。

## <u>④過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を</u> <u>有する者の状況</u>

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- □「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

	週 ム I 十分 I 107 工 事 天順 かっな	v -990 Ц (а		
技能を有する 者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取 付・せん孔、給水管の接合、 いずれの経験も有してい るか(○×を記入)		等を有しているか(○×を記入) ※保有している資格等	工事年度
日置 太郎	O	0	講習会修了者	H30
日置 次郎	0	0	検定会合格者	H30
社員A	O	×		H30

上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)

同 同

不可

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた<u>配管工</u> (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。 技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。